

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント

目次

ページ

条 例

○一般職の任期付職員採用等に関する条例	(人事課)	六
○北海道核燃料税条例	(税務課)	八
○北海道国民健康保険広域化等支援基金条例	(国民健康保険課)	九
○クリーニング業法施行条例	(食品衛生課)	九
○札幌医科大学医学部附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例	(総務部総務課)	一〇
○札幌医科大学条例の一部を改正する条例	(総務部総務課)	一〇
○札幌医科大学条例の一部を改正する条例	(食品衛生課)	一一
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例	(建設部総務課)	一一
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(建設部総務課)	一一
○北海道流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(河川課)	一三
○北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	一四
○北海道立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一四
○北海道職員給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一四
○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	一九
○北海道立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁給与課)	一九
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁給与課)	二二
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	二二

公布された条例のあらまし

一般職の任期付職員採用等に関する条例案(条例第六十七号)

一 趣旨

平成十四年十二月二十日

金曜日

地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律の制定にかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者について、任期を定めて一般職の職員として採用することができることとし、併せて当該職員の給与の特例に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

- 1 任命権者は、次の場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとした(第二条関係)。
 - (一) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合
 - (二) (一)によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次のいずれかに該当するとき
 - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- 2 1の(一)により任期を定めて採用された職員(以下、「特定任期付職員」という。)又は1の(二)により任期を定めて採用された職員の任期が五年に満たない場合にあっては、採用した日から五年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができることとした(第三条関係)。
- 3 特定任期付職員に適用する給料表を定めることとした(第四条第一項関係)。
- 4 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により給料表に掲げる号俸により難しいときは、人事委員会の承認を得て、その給料月額を定めることができることとした。ただし、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額を上限とすることとした(第四条第三項関係)。
- 5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員

平成十四年十二月二十日 金曜日

には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとした（第四条第四項関係）。

6 特定任期付職員には、給与条例に規定する昇給制度は適用せず、また、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当、農林漁業改良普及手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当は、支給しないこととした（第五条第一項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道核燃料税条例（条例第六十八号）

一 趣旨

原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要が引き続きあることにかんがみ、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 納税義務者は、発電用原子炉の設置者とする（第三条第一項関係）。

2 課税客体は、発電用原子炉への核燃料の挿入とする（第三条第一項関係）。

3 発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の区分に応じ、それぞれ次に定める日になされたものとする（第三条第二項関係）。

(一) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法の規定により経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う使用前検査のすべてに合格した日

(二) 発電用原子炉について電気事業法の規定により経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う定期検査の期間内に当該原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

(三) 前記(一)及び(二)に掲げる場合のほか、原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

4 課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とする（第四条関係）。

5 税率は、百分の十とすることとした（第五条関係）。

6 徴収は、申告納付の方法により行うこととした（第六条関係）。

7 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失うこととした（附則第三項関係）。

三 施行期日

この条例は、地方税法の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して九月を超

えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

北海道国民健康保険広域化等支援基金条例（条例第六十九号）

一 趣旨

国民健康保険法の改正にかんがみ、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に要する経費に充てるための基金として、北海道国民健康保険広域化等支援基金を設置することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 北海道国民健康保険広域化等支援基金を設置することとした（第一条関係）。

2 基金は、予算で定める額を積み立てることとした（第二条関係）。

3 基金は、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図るための事業に必要な経費に充てる場合に限り使用できるものとし、その場合は、使用する金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出することとした（第三条関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

クリーニング業法施行条例（条例第七十号）

一 趣旨

クリーニング業法の改正にかんがみ、クリーニング所において営業者が講じなければならない必要な措置を定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

規則で定めていた営業者がクリーニング所において講じなければならない必要な措置を条例で定めることとした（第二条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例（条例第七十一号）

一 趣旨及び内容

健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法に係る厚生労働省告示の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

札幌医科大学条例の一部を改正する条例（条例七十二号）

一 趣旨

札幌医科大学の授業料及び研究料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

- 1 大学及び大学院の学生の授業料の額を年額四十九万六千八百円から年額五十二万八千八百円に引き上げることとした（第十四条第一項第三号及び第四項第三号関係）。
- 2 研究生の攻究料の額を年額三十三万二千二百円から年額三十四万六千八百円に引き上げることとした（第十五条第二項第三号関係）。
- 3 委託生及び聴講生の授業料の額を一単位一万三千八百円から一単位一万四千四百円に引き上げることとした（第十六条第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第七十三号）

一 趣旨

化製場等に関する法律の改正にかんがみ、化製場等について管理者等が講じなければならない衛生上必要な措置を定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

規則で定めていた管理者等が化製場等について講じなければならない衛生上必要な措置を条例で定めることとした（第五条の二関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（条例第七十四号）

一 趣旨

建築基準法の改正にかんがみ、建築物の建ぺい率に関する特例の認定等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

建築基準法の規定により行う次に掲げる事務について、それぞれ次に掲げる額の手数を徴収するとともに、所要の改正を行うこととした（別表二十四の項、三十二の項から三十七の三の項まで、四十一の二の項、四十一の三の項及び四十二の二の項から四十三の項まで関係）。

- 1 建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円
- 2 都市再生特別地区内の建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円
- 3 再開発等促進区等の建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外

に係る認定の申請に対する審査 二七、〇〇〇円

- 4 再開発等促進区等の建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円
- 5 地区計画等の区域内の公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 二七、〇〇〇円
- 6 地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円
- 7 地区計画等の区域内の前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 二七、〇〇〇円
- 8 地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査 二七、〇〇〇円
- 9 一団地内に二以上の構えを成す総合的設計により建築される建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円（建築物の数が三以上である場合 一六〇、〇〇〇円と二を超える建築物の数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額）
- 10 一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円（建築物の数が二以上である場合 一六〇、〇〇〇円と一を超える建築物の数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額）
- 11 同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 七八、〇〇〇円（建築物の数が二以上である場合 七八、〇〇〇円と一を超える建築物の数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額）
- 12 同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円（建築物の数が二以上である場合 一六〇、〇〇〇円と一を超える建築物の数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額）
- 13 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 一六〇、〇〇〇円（建築物の数が二以上である場合 一六〇、〇〇〇円と一を超える建築物の数に二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額）
- 14 複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 六、四〇〇円と現に存する建築物の数に二、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十五号）

一 趣旨及び内容

平成十四年十二月二十日 金曜日

四

市町村への権限移譲の推進を図るよう、都市計画法等に基づく事務の一部を名寄市、音更町、芽室町及び幕別町が処理することとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

北海道流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第七十六号）

一 趣旨

河川法の改正にかんがみ、二級河川における舟の通航の制限等に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 題名を河川法施行条例とすることとした。

2 規則で定めていた二級河川における舟又はいかだの通航の制限に関する事項を条例で定めることとした（第二条、第十二条及び第十三条関係）。

3 規則で定めていた二級河川における竹木の流送の許可に関する事項を条例で定めることとした（第三条から第五条まで、第十一条及び第十三条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第七十七号）

一 趣旨

建築基準法の改正にかんがみ日影による中高層の建築物の高さを制限する地域等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 日影による中高層の建築物の高さを制限する地域を追加することとした（第六十条の十関係）。

2 建築基準法の規定による許可を受けて同一敷地内にあるものとみなされた複数建築物に対するこの条例の関係規定の適用について、特例を定めることとした（第六十二条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

北海道立学校条例の一部を改正する条例（条例第七十八号）

一 趣旨及び内容

北海道夕張緑ヶ丘実業高等学校を廃止することとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十九号）

一 趣旨

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十四年十月十日付け勧告にかんがみ、北海道職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の額の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 北海道職員の給与に関する条例の一部改正

(一) 全給料表の給料月額を改定することとした（別表第一から別表第五まで関係）。

(二) 次に掲げる手当について、それぞれ次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当 支給月額の限度額を、医療職給料表(一)の適用を受ける医師等に対するものにあつては三十一万六千四百円から三十一万四千四百円に、同表以外の給料表の適用を受ける職員のうち、医学等に関する専門的知識を必要とするものに対するものにあつては五万六千六百円から五万八千八百円に引き下げること（第八条の二第一項関係）。

(2) 扶養手当 配偶者に係る手当額を月額一万六千円から一万四千円に引き下げ、扶養親族である子、父母等のうち三人目以降の一人当たりに係る手当額を月額三千円から五千円に引き上げること（第九条第三項関係）。

(3) 期末手当

イ 平成十五年三月期の支給割合を百分の五十五から百分の五十（再任用職員にあつては、百分の三十から百分の二十五）に引き下げるとともに、所要の調整措置を行うこと（第十九条第二項及び第三項並びに改正条例附則第五項関係）。

ロ 三月期の手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百四十五から百分の百五十五（再任用職員にあつては、百分の七十から百分の八十五）に、十二月期の支給割合を百分の百五十五から百分の百七十（再任用職員にあつては、現行どおりとする。）に引き上げること（第十九条第一項から第三項まで関係）。

(4) 勤勉手当 六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十（再任用職員にあつては、百分の三十五）に引き上げること（第十九条の四第二項関係）。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(一) 全給料表の給料月額を改定することとした（第五条第一項及び第二項関係）。

(二) 第一号任期付研究員の給料月額について、その限度額を一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることとした（第五条

第四項関係)。

(三) 期末手当について、三月期の手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百四十五から百分の百七十に、十二月期の支給割合を百分の百五十五から百分の百八十に引き上げることとした(第六条第二項関係)。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、二の1の(2)の(3)の口及び(4)並びに2の(三)の規定は、同年四月一日から施行することとした。

2 その他この条例の施行に關し必要な経過措置等を定めることとした。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部を改正する条例(条例第八十号)

一 趣旨

北海道企業職員の期末手当の支給基準を改正することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

平成十五年以降の三月期の期末手当を廃止することとした(第十四条関係)。

三 施行期日

この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

北海道学校職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(条例第八十一号)

一 趣旨

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十四年十月十日付け勧告にかんがみ、北海道学校職員の給料月額並びに扶養手当、期末手当及び勤勉手当の額等の改定を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 全給料表の給料月額を改定することとした(別表第一及び別表第二関係)。

2 次に掲げる手当について、それぞれ次のとおり改定することとした。

(一) 扶養手当 配偶者に係る手当額を月額一万六千円から一万四千円に引き下げ、扶養親族である子、父母等のうち三人目以降の一人当たりに係る手当額を月額三千円から五千円に引き上げること(第十条第三項関係)。

(二) 期末手当

(1) 平成十五年三月期の支給割合を百分の五十五から百分の五十(再任用職員にあっては、百分の三十から百分の二十五)に引き下げるとともに、所要の調整措置を行うこと(第十九条第二項及び第三項並びに改正条例附則第五項関係)。

(2) 三月期の手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百四十五から百分の百五十五(再任用職員にあっては、百分の七十から百分の八十五)に、十二月期の支給割合を百分の百五十五から百分の百七十(再任用職員にあっては、現行どおりとする。)に引き上げること(第十九条第一項から第三項まで関係)。

は、現行どおりとする。)に引き上げること(第十九条第一項から第三項まで関係)。

(三) 勤勉手当 六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十(再任用職員にあっては、百分の三十五)に引き上げること(第十九条の四第二項関係)。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、二の2の(2)及び(三)の規定は、同年四月一日から施行することとした。

2 その他この条例の施行に關し必要な経過措置等を定めることとした。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(条例第八十二号)

一 趣旨及び内容

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十四年十月十日付け勧告にかんがみ、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給料月額の改定を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日等

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

2 その他この条例の施行に關し必要な経過措置等を定めることとした。

北海道地方警察職員の給与に關する条例の一部を改正する条例(条例第八十三号)

一 趣旨

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十四年十月十日付け勧告にかんがみ、北海道地方警察職員の給料月額並びに扶養手当、期末手当及び勤勉手当の額等の改定を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 全給料表の給料月額を改定することとした(別表第一から別表第四まで関係)。

2 次に掲げる手当について、それぞれ次のとおり改定することとした。

(一) 扶養手当 配偶者に係る手当額を月額一万六千円から一万四千円に引き下げ、扶養親族である子、父母等のうち三人目以降の一人当たりに係る手当額を月額三千円から五千円に引き上げること(第十一条第三項関係)。

(二) 期末手当

(1) 平成十五年三月期の支給割合を百分の五十五から百分の五十(再任用職員にあっては、百分の三十から百分の二十五)に引き下げるとともに、所要の調整措置を行うこと(第二十二条第二項及び第三項並びに改正条例附則第五項関係)。

(2) 三月期の手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百四十五から百分の百五十五(再任用職員にあっては、百分の七十から百分の八十五)に、

十二月期の支給割合を百分の百五十五から百分の百七十（再任用職員にあっては、現行どおりとする。）に引き上げること（第二十二條第一項から第三項まで関係）。

(三) 勤勉手当 六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十（再任用職員にあっては、百分の三十五）に引き上げること（第二十二條の四第二項関係）。

三 施行期日等

- 1 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、二の2の(二)の(2)及び(三)の規定は、同年四月一日から施行することとした。
- 2 その他この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。

条 例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十七号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができず一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第三条 任命権者は、前条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が五年に満たない場合にあつては、採用した日から五年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例)

第四条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項に規定する職員をいう。）である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。

号俸	給料月額 円
1	409,000
2	462,000
3	520,000
4	592,000
5	676,000
6	790,000
7	923,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号俸の給料月額にその額と同表に掲げる六号俸の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額にいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表十二号俸の額未満の

額に限る。)又は同法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることが出来る。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第二項の規定による号俸の決定、第三項の規定による給料月額額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第五条 北海道職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十五号。以下「道職員給与条例」という。)第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十条の五、第十七条の二、第十九条の四及び第二十条の二の規定、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第五条、第六条、第九号から第十号まで、第十条の二の三、第十条の三、第十条の四、第十二条、第十九条の四及び第二十条の二の規定(これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)、第二条第二項において準用する場合を含む。)、並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年北海道条例第三十四号。以下「警察職員給与条例」という。)、第五条、第六条、第九号から第十二号まで、第十二条の四、第十九条の二及び第二十二号の四の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する道職員給与条例第十条の三、第十七条の三第一項及び第二十条の四第一項の規定の適用については、道職員給与条例第十条の三「職員」とあるのは「職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号。以下「任期付職員条例」という。)、第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、「同条」とあるのは「前条」と、道職員給与条例第十七条の三第一項中「管理職員」とあるのは「管理職員又は任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(第二十号の四第一項において「管理職員等」という。)」と、道職員給与条例第二十条の四第一項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第十七条の二第一項及び第二十条の三第一項の規定(これらの規定を市町村立学校職員給与条例第二条第二項において準用する場合を含む。)の適用については、学校職員給与条例第十七条の二第一項中「管理職員」とあるのは「管理職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(第二十号の三第一項において「管理職員等」という。)」と、学校職員給与条例第二十条の三第一項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第十九条の三第一項及び第二十条の規定の適

用については、警察職員給与条例第十九条の三第一項中「管理職員」とあるのは「管理職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(次条において「管理職員等」という。)」と、警察職員給与条例第二十条中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

(人事委員会規則への委任)

第六条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

2 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和二十八年北海道条例第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年北海道条例第二百一十一号)」を、「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年北海道条例第二百一十一号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号)」に改める。

(北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正)

3 北海道職員の公務員倫理に関する条例(平成九年北海道条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「除く。」の下に「並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年北海道条例第二百一十一号)第五条第一項の給料表の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年北海道条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用除外)

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号)の規定は、研究業務に従事する職員には適用しない。

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年北海道条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「勤勉手当」の下に、「特定任期付職員業績手当」を加える。

第十二条の二中「第十条、第十一条第二項及び前条」を「前三条」に改める。

第十三条第二項中、「第十一条第二項及び前条」を「から第十二条まで」に改める。
第十四条の二の次に次の一条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第十四条の三 特定任期付職員業績手当は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年北海道条例第六十七号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。
本則に次の一条を加える。

(特定任期付職員についての適用除外等)

第二十二條 第三条の二から第五条まで、第五条の三、第十条から第十二条まで及び第十四条の二の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 第十三条の二に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務した場合に支給する。

北海道核燃料税条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十八号

北海道核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 道は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- 二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

(納税義務者等)

第三条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日になされたものとする。

一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九条第一項の規定により経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う使用前検査のすべてに合格した日

二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条の規定により経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第四条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであつたものを除く。)の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第五条 核燃料税の税率は、百分の十とする。

(徴収の方法)

第六条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第七条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月(第三条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月)を経過する日の属する月の末日(第四条第二項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によつて同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によつて納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第八条 核燃料税の納税義務者は、法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第二百七十八条第四項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第二百七十九条第四項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう)、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を当該通

知書で指定する期限までに納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第九条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北海道税条例(昭和二十五年北海道条例第五十六号)の定めるところによる。この場合において、

同条例第三条第一項中「十 道固定資産税」とあるのは 「十 道固定資産税」と、同条例

第八条第一項中「十 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは 「十 道固

定資産税 大規模の償却資産の所在地」とする。

核燃料税 発電用原子炉の所在地

(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、法第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

3 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

北海道国民健康保険広域化等支援基金条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十九号

北海道国民健康保険広域化等支援基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な事業に要する経費(以下「事業費」という。)の財源に充てるため、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十五条の二の規定により、北海道国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第三条 基金は、事業費に充てるため、その全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十号

クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。次条において「法」という。)第三条第三項第六号の規定に基づき、営業者がクリーニング所において講じなければならない必要な措置を定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき措置)

第二条 法第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

一 クリーニング所は、居室、台所、便所等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること。

二 クリーニング所は、採光及び換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な照明設備及び換気設備が設けられていること。

三 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所(次号において「受渡場」という。)には、適当な

広さの受渡台を設け、かつ、洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。

四 受渡場の床は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。次号において同じ。)で築造されていること。

五 洗場の内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

六 有機溶剤を使用するクリーニング所は、有機溶剤回収装置が備えられ、かつ、適当な位置に局所排気装置、全体換気装置等の換気設備が設けられていること。

七 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第一条に規定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を収納する専用棚又は容器を備えること。

八 おむつ、パンツ等し尿の付着している洗濯物を洗濯する場合は、し尿浄化装置を設けること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させるクリーニング所においては、し尿浄化装置を設けないことができる。

九 病院(診療所を含む。ロにおいて同じ。)から洗濯の業務の委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、次によること。

イ 洗濯の終わったものと終わらないものとを別個に運搬する専用の車両を備えること。ただし、洗濯物を運搬する車両の構造が洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納でき、かつ、洗濯の終わったものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。

ロ 洗濯物を病院から洗濯の業務の委託を受けたものとそれ以外のものに区分して処理することができる構造設備を有すること。

十 乾燥機によらないで洗濯物を乾燥させる場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。

十一 洗濯物の集配のために使用する容器は、洗濯の終わった洗濯物のためのものと洗濯の終わらない洗濯物のために区分するとともに、これに当該洗濯物を取り扱う業者の氏名、名称等を明示すること。

十二 クリーニング所内のねずみ、昆虫等の駆除を定期的に実施すること。

十三 業務用の機械及び器具を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、又は補修すること。

十四 ドライクリーニングによる洗濯物の乾燥は、乾燥機その他の乾燥設備内で、使用した有機溶剤の種類、量等に応じた適正な温度で行うこと。

十五 溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に格納し、特に有機溶剤は、密閉した容器に保管した上で格納すること。

附則

十六 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、又は棚、容器等に保管すること。

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十一号

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例及び北海道病院事業条例の一部を改正する条例

例

(札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部改正)

第一条 札幌医科大学医学部附属病院使用料条例(昭和二十五年北海道条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法」を「健康保険法第八十六条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法」に改める。

(北海道病院事業条例の一部改正)

第二条 北海道病院事業条例(昭和四十二年北海道条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法」を「健康保険法第八十六条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

札幌医科大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十二号

札幌医科大学条例の一部を改正する条例

札幌医科大学条例(昭和三十一年北海道条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号及び第四項第三号中「四十九万六千八百円」を「五十二万八千八百円」に改める。

第十五条第二項第三号中「三十三万二千二百円」を「三十四万六千八百円」に改める。

附則

第十六条第二項中「一万三千八百円」を「一万四千四百円」に改める。

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 平成十一年三月三十一日において現に札幌医科大学の学生又は大学院の学生であった者に係る授業料の額は、同日後において当該者が大学院に入学する場合を除き、この条例による改正後の札幌医科大学条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成十一年四月一日以後において、札幌医科大学又は大学院に転入学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の条例第十四条及び前項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十三号

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年北海道条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（化製場又は死亡獣畜取扱場について講ずべき措置）

第五条の二 法第五条第四号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外に死亡獣畜又は獣畜の肉、皮、骨、臓器等をみだりに放置しないこと。

二 化製場又は死亡獣畜取扱場の汚物及び汚水は、衛生上支障のない方法により処理すること。

三 死亡獣畜を埋却する場合は、当該死亡獣畜の上に一メートル以上の盛土をすること。

第六条第一項中「の設置の」を「（以下この条において「法第八条の施設」という。）の設置の」に、「法第八条に規定する製造又は貯蔵」を「法第八条」に改め、同条第二項中「に規定する製造又は貯蔵」を削り、「前条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第八条の施設の衛生上必要な措置については、前条（第三号を除く。）の規定を準用する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。
（飼養又は収容のための施設について講ずべき措置）

第十二条 法第九条第一項に規定する動物の飼養又は収容のための施設の衛生上必要な措置については、第五条の二（第三号を除く。）の規定を準用する。

附則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十四号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成十二年北海道条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表二十二の項中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」に改め、同表二十四の項中「第五十四条の二第一項第二号」を「第五十三条の二第一項第三号又は第四号」に改め、同表三十二の項及び三十三の項を次のように改める。

三十二 建築基準法第六十条の二第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内の建築物の容積率等の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円	許可申請のとき
三十三 削除			

別表三十四の項中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「再開発等促進区等」に改め、同表三十五の項中「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に、「住宅地高度利用地区計画区域」を「再開発等促進区等」に改め、同表三十六の項中「第六十八条の五第一項」を「第六十八条の四第一項」に、「再開発地区計画区域」を「地区計画等の区域内の公共施設の整備状況に応じた」に改め、同表三十七の項中「第六十八条の五第二項」を「第六十八条の五の二第二項」に、「再開発地区計画区域」を「地区計画等の区域内」に改め、同項の次に次の二項を加える。

三十七の二 建築基準法第六十八条の五の四第一項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適	地区計画等の区域内の前面道路の幅員に応じた建築物	二七、〇〇〇円	認定申請のとき
---	--------------------------	---------	---------

用除外又は同条第二項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	の容積率等の制限適用除外認定申請手数料		認定申請のとき
三十七の三 建築基準法第六十八条の五の五の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	二七、〇〇〇円	認定申請のとき

別表四十一の項の次に次の二項を加える。

四十一の二 建築基準法第八十六条第三項の規定に基づく一団地内に二以上の構えを成す総合的設計により建築される建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料	イ 建築物（附属建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が二である場合 一六〇、〇〇〇円 ロ 建築物の数が三以上である場合 一六〇、〇〇〇円 と二を超える建築物の数の二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額	許可申請のとき
四十一の三 建築基準法第八十六条第四項の規定に基づく一定の一団地の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	イ 建築物（既存建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合 一六〇、〇〇〇円 ロ 建築物の数が二以上である場合 一六〇、〇〇〇円 と一を超える建築物の数の二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額	許可申請のとき

別表四十二の項中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項の次に次の二項を加える。

四十二の二 建築基準法第八十六条の二第二項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に係る建築物が附属建築物のみの場合にあっては、一六〇、〇〇〇円） イ 建築物（同一敷地内認定建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合 一六〇、〇〇〇円 ロ 建築物の数が二以上である場合 一六〇、〇〇〇円 と一を超える建築物の数の二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額	許可申請のとき
四十二の三 建築基準法第八十六条の二第三項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に係る建築物が附属建築物のみの場合にあっては、一六〇、〇〇〇円） イ 建築物（同一敷地内許可建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合 一六〇、〇〇〇円 ロ 建築物の数が二以上である場合 一六〇、〇〇〇円 と一を超える建築物の数の二八、〇〇〇円を乗じて得た額との合計額	許可申請のとき

別表四十三の項中「認定の」を「認定又は許可の」に、「複数建築物認定取消し申請手数料」を「複数建築物認定又は許可取消申請手数料」に、「認定取消申請」を「認定又は許可取消申請」に改める。

附則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十五号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成十二年北海道条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「江別市」を「江別市名寄市」に、「白老町」を「白老町音更町芽室町幕別町」に改め、「富良野市」の下に「及び名寄市」を加える。

附則

- この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第一の十二の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令及び規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同項の下欄に掲げる市町が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十六号

北海道流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道流水占用料等徴収条例（平成十二年北海道条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

河川法施行条例

第一条中「法」という。の下に「の規定に基づき、二級河川における舟及びいかだの通航の制限等並びに法」を加える。

第六条を第十条とし、第二条から第五条までを四条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の四条を加える。

（二級河川における舟又はいかだの通航の制限）

第二条 知事は、二級河川の河川管理施設である閘門（二級河川の河川管理施設である水門で知事が指定したものを含む。以下この条において単に「閘門」という。）を通航する舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を、閘門ごとに指定する。

2 舟又はいかだでその長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度を、閘門ごとに指定した最高限度を超えるものは、当該閘門を通航させてはならない。

3 二級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて知事が指定した水域又は閘門を通航する舟又はいかだは、知事が指定した方法により通航させなければならない。

4 知事は、前項の規定により通航の方法を指定するときは、漁業その他の舟又はいかだを利用して行われる事業に支障を及ぼすことのないように配慮するものとする。

5 知事は、第一項又は第三項の規定による指定をするときは、その旨を公示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（二級河川における竹木の流送の許可）

第三条 二級河川において竹木の流送をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が指定した水域において知事が指定した方法により行う竹木の流送については、この限りでない。

2 前条第五項の規定は、前項ただし書の規定による指定について準用する。

（許可に基づく地位の承継）

第四条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前条第一項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、分割前の法人が受けた同項の許可に係る竹木の流送を行うこととなる法人に限る。）は、被承継人が有していた当該規定による許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

（国の特例）

第五条 国が行う事業についての第三条第一項の規定の適用については、国と知事との協議が成立することをもって、当該規定による許可があったものとみなす。

本則に次の見出し及び三条を加える。

（罰則）

第十一条 第三条第一項の規定に違反して、竹木を流送した者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第二条第二項又は第三項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。
2 この条例の施行の際現に地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第六条の規定による改正前の河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十八条の規定に基づき定められた規則の規定により竹木の流送に係る知事の許可を受けている者については、この条例による改正後の河川法施行条例第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十七号

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和三十五年北海道条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十一条第一号に」を「規則で」に改める。
第六十条の十の表中「十分の二十」を「十分の二十以下」に改める。
第六十一条の二第一項中「第八条」を「第八条ただし書」に改め、同条第二項中「特定防火設備」の下に「とみなし、第八条ただし書、第十条、第二十六条第一項及び第二項、第三十五条第一項並びに第五十七条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造」を加える。
第六十二条第一項中「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改め、「第八十六条の二第一項」の下に「から第三項まで」を、「の認定」の下に「又は許可」を加え、「認定建築物」を「認定等建築物」に改め、同条第二項中「認定建築物」を「認定等建築物」に、「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改め、「による認定」の下に「又は許可」を加える。

附則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十八号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和三十九年北海道条例第四十一号）の一部を次のように改正する。別表第一北海道夕張緑ヶ丘実業高等学校の項を削る。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

北海道職員との給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十九号

北海道職員との給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の一部を次のように改正する。
第八条の二第一項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万八千円」に改める。
第九条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。
第十九条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

北海道知事 堀 達也

別表第一 (第四条関係)

行政職給料表

Table with 12 columns (Grade 1-11) and 32 rows (Employee types 1-32). Columns represent monthly salary amounts in Yen for each grade. Rows represent different employee categories and their corresponding salaries.

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第二項に規定する職員を除く。

別表第三 (第四条関係)

教育職給料表

Table with 5 columns (Grade 1-5) and 38 rows (Employee types 1-38). Columns represent monthly salary amounts in Yen for each grade. Rows represent different employee categories and their corresponding salaries.

備考(一) この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。(二) この表の5級の号俸のうち特1号俸から特3号俸までの号俸は、札幌医科大学の学長に適用する。

別表第二 (第四条関係)

海事職給料表

Table with 5 columns (Grade 1-5) and 28 rows (Employee types 1-28). Columns represent monthly salary amounts in Yen for each grade. Rows represent different employee categories and their corresponding salaries.

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

平成十四年十二月二十日

金曜日

一五

別表第五 (第四条関係)

別表第四 (第四条関係)

医療職給料表

研究職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	—	299,100	350,800	430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19	—	502,600	554,300	604,800
	20	—	506,000	559,000	609,500
	21	—	509,500	563,700	—
	22	—	513,000	568,300	—
	23	—	516,400	572,400	—
	24	—	519,900	576,600	—
再任用職員	—	297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の区分	職務の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	—	—	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700	—	—
	25	290,700	363,000	443,100	—	—
	26	294,500	365,800	—	—	—
	27	298,200	368,700	—	—	—
	28	301,100	371,500	—	—	—
	29	303,500	374,300	—	—	—
	30	305,600	—	—	—	—
	31	307,700	—	—	—	—
	32	309,700	—	—	—	—
再任用職員	—	219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再任用職員以外の職員	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	—
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	—
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	—
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800	—	—
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200	—	—
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700	—	—
	24	—	298,600	358,400	382,200	431,200	—	—
	25	—	300,400	360,700	384,600	—	—	—
	26	—	302,100	362,700	387,100	—	—	—
	27	—	304,000	364,800	389,800	—	—	—
	28	—	305,800	366,900	—	—	—	—
	29	—	—	369,100	—	—	—	—
	30	—	—	371,400	—	—	—	—
再任用職員	—	189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	152,800	179,800	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	3	158,400	188,200	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	4	164,200	197,500	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	5	170,400	203,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	6	178,700	209,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	7	187,100	215,700	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	8	195,800	222,500	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	9	201,200	229,600	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	10	206,600	237,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	11	212,100	244,900	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	12	217,700	252,200	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	13	223,500	259,600	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	14	229,400	266,900	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	15	235,400	274,200	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	16	241,100	281,400	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	17	246,700	288,800	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	18	252,300	296,000	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	19	258,100	302,900	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	20	263,600	309,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	21	268,600	316,800	357,300	382,700	418,700	483,000	
	22	273,700	322,900	363,100	388,000	422,900	487,100	
	23	277,900	328,800	368,700	392,900	426,700	490,700	
	24	282,300	334,600	373,800	396,800	430,100		
	25	286,400	340,100	378,800	400,200	432,700		
	26	290,500	344,000	382,900	403,400	435,300		
	27	294,000	347,400	386,200	406,700			
	28	297,200	350,400	389,200	409,600			
	29	299,700	353,100	392,000	412,100			
	30	301,800	355,200	394,800				
	31	303,600	357,200	397,500				
	32	305,500	359,200	399,900				
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任用職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第十九条第三項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」とを削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の六十、十二月に支給する場合には百分の五十五」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年北海道条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	414,000
2	489,000
3	568,000
4	661,000
5	771,000
6	880,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号俸	給料月額 円
1	340,000
2	380,000
3	411,000

第五条第四項中「相当する額」の下に「(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。)又は同法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額」を加え、ただし書を削る。

第六条第二項中「対する道職員給与条例第十七条の三第一項」の下に「第十九条第二項」を加え、「及び第二十条の規定」を「第二十条及び第二十二條第二項の規定」に改め、「第二十条の四において「管理職員等」という。」と「の下に「道職員給与条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とを「と、警察職員給与条例第二十二條第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定並びに附則第六項及び第八項から第十四項までの規定は、同年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員は、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間（は、人事委員会規則で定める。）

一 北海道職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額

二 任期付研究員条例第五項第四項の規定による給料月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例（北海道職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和五十一年北海道条例第五十号）を含む。）又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 給与条例の適用を受ける職員に対し平成十五年三月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、給与条例第二十一条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは給与条例附則第十四項及び第十五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和六十三年北海道条例第一号）第四条第一項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成十三年北海道条例第五十四号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定（給与条例附則第十四項の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げ

る額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日（期末手当について第一条の規定による改正後の給与条例（次号において「改正後の給与条例」という。）第十九条第一項後段又は第二十一条第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第二項各号に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

6 給与条例の適用を受ける職員に対し平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の給与条例第十九条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

8 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和二十二年北海道条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「三月一日」を削り、同条第二項中「合計額」の下に「、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における在職期間に応じ」を加え、「同条例第五条第十項に規定する職員を除く。」を削り、「により一定の」を「による」に改める。

9 北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年北海道条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の適用を受ける職員（同条例第五条第十項に規定する職員を除く。以下「一般職の職員」という。）を「北海道知事等の給与等に関する条例（昭和二十二年北海道条例第九号）第四条第二項の規定」に改める。

第五条中「一般職の」を「北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の適用を受ける」に改め、同条ただし書中「北海道職員の給与に関する条例」を「同条例」に改める。

10 北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正
 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和三十一年北海道条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「三月一日」を削り、同条第四項中「北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の適用を受ける職員（同条例第五条第十項に規定する職員を除く。以下「一般職の職員」という。）を「北海道知事等の給与等に関する条例（昭和二十二年北海道条例第九号）第四条第二項の規定」に改める。

第六条中「前三条」を「第一条から前条まで」に、「一般職の職員」を「北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」に改める。

11 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正
 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和三十一年北海道条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の適用を受ける職員（同条例第五条第十項に規定する職員を除く。以下「一般職の職員」という。）を「北海道知事等の給与等に関する条例（昭和二十二年北海道条例第九号）第四条第二項の規定」に改める。

第六条第二項中「昭和二十二年北海道条例第九号」を削る。
 第七条中「の定」を「に定め」に、「一般職の」を「北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の適用を受ける」に改める。

12 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正等
 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成四年北海道条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に改める。

13 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第五条の三第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
 14 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年北海道条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十七条の三第一項」の下に「第十九条第二項」を、「という。」と「の下に「道職員給与条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とを加え、同条第三項中「対する学校職員給与条例第十七条の二第一項」の下に「第十九条第二項」を、「という。」と「の下に「学校職員給与条例第十九条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とを加え、同条第四項中「及び第二十条」を「第二十条及び第二十二條第二項」に改め、「とあるのは「管理職員等」と」の下に「警察職員給与条例第二十二條第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十四年十二月二十日

北海道条例第八十号
 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年北海道条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「三月」を削る。
 附則
 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十四年十二月二十日

北海道条例第八十一号
 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 (第五条関係)

行政職給料表

Table with 12 columns (職員の区分, 職務の級 1-11) and 12 rows of salary data. Includes a '再任用職員' row at the bottom.

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第二項に規定する学校職員を除く。

第十条第三項中「一万六千円」を「一万四千元」に、「三千円」を「五千円」に改める。第十九条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 (第五条関係)

教育職給料表

Table with 5 columns (職務の級 1-4) and 40 rows of salary data. Includes a '再任用職員' row at the bottom.

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に、8,200円をそれぞれ加算した額とする。

第二条

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第十九条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十一」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
四 三箇月未満 百分の三十
第十九条第三項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。
第十九条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の六十、十二月に支給する場合には百分の五十五」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

附則

1 (施行期日) この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第六項の規定

は、同年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(学校職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第一条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例(北海道学校職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和五十一年北海道条例第五十一号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 北海道学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の適用を受ける学校職員に対し平成十五年三月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、給与条例第二十一条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項若しくは給与条例附則第十四項及び第十五項の規定(これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。))第二条第一項において準用する場合を含む。)又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和六十三年北海道条例第一号)第四条第一項若しくは公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定(給与条例附則第十四項の規定を除く。)により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日(期末手当について第一条の規定による改正後の給与条例(次号において「改正後の給与条例」という。))第十九条第一項後段又は第二十一条第七項の規定(これらの規定を市町村立学校職員給与条例第二条第二項において準用する場合を含む。)

む。)の適用を受ける学校職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第二項に掲げる給料月額を受けていた期間がある学校職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額)及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 給与条例の適用を受ける学校職員に対し平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の給与条例第十九条第二項の規定(市町村立学校職員給与条例第二条第二項において準用する場合を含む。)の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替え等)

7 学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十五号)別表第五の医療職給料表の適用を受ける職員に係る北海道職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年北海道条例第七十九号)による給料の切替えその他の経過措置の例による。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道条例第八十二号

北海道知事 堀 達也

平成十四年十二月二十日

金曜日

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十九号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

教育職給料表

Table with columns: 職員区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows include 1-41 and 再任用職員.

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附則

- 1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。
2 この条例の施行に伴う学校職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年北海道条例第八十一号）附則第二項から第八項までの規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第八十三号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年北海道条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「一万六千円」を「一万四千元」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第二十二條第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同條第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。別表第一から別表第四までを次のように改める。

公安職給料表

Table with columns: 職員区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級, 9級, 10級. Rows include 1-36 and 再任用職員.

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第二 (第五条関係)

行政職給料表

Table with 12 columns (Grade 1-11) and 32 rows (Grade 1-32). Includes '再任用職員' and '再任用職員' categories. Values are monthly salaries in Yen.

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十五条及び附則第二項に規定する職員を除く。

別表第四 (第五条関係)

研究職給料表

Table with 5 columns (Grade 1-5) and 32 rows (Grade 1-32). Includes '再任用職員' and '再任用職員' categories. Values are monthly salaries in Yen.

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 (第五条関係)

海事職給料表

Table with 5 columns (Grade 1-5) and 28 rows (Grade 1-28). Includes '再任用職員' and '再任用職員' categories. Values are monthly salaries in Yen.

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

平成十四年十二月二十日

金曜日

第二条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「三月一日」を削り、同條第二項中「三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十
- 第二十二條第三項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。
- 第二十二條の四第二項第一号中「六月に支給する場合においては百分の六十、十二月に支給する場合には百分の五十五」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第六項の規定は、同年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第一条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和五十一年北海道条例第五十二号)を含む。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければ

ならない。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員に対し平成十五年三月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、給与条例第二十六条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは給与条例附則第十四項及び第十五項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和六十三年北海道条例第一号)第四条第一項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成十三年北海道条例第五十四号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定(給与条例附則第十四項の規定を除く。)により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合においては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日(期末手当について第一条の規定による改正後の給与条例(次号において「改正後の給与条例」という。)第二十二條第一項後段又は第二十六條第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日。

以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第二項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額)及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 給与条例の適用を受ける職員に対し平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の給与条例第二十二條第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上一箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

平成十四年十二月二十日

金曜日

平成十四年十二月二十日

金曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額二千四百四十円)

印編発

刷集行

北海道総務部法制文書課
富士プリント株式会社